

議案第13号

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成 28 年政令第 8 号)の一部改正により建築物のエネルギー消費性能基準の適合性判定を受けるべき建築物の範囲が拡大されたことに伴い、建築物に関する完了検査の過程で行う当該適合性判定に係る手数料を拡充するほか、工場等に係る所要の審査時間に応じた手数料を設定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表附表 4 を次のように改める。

附表 4

省エネ基準適合性判定に係る完了検査等手数料表

項	区分		金額
	床面積の合計	建築物の用途	
1	1,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	19,500 円
		その他のもの	85,500 円
2	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	27,900 円
		その他のもの	112,800 円
3	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	70,200 円
		その他のもの	181,300 円
4	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	105,400 円
		その他のもの	235,400 円
5	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	131,600 円
		その他のもの	282,500 円
6	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	163,300 円
		その他のもの	331,500 円
7	50,000 平方メートル以上のもの	工場等のみのもの	226,900 円
		その他のもの	428,100 円

備考

- 「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「消費性能基準」という。)に適合させなければな

らない建築物の部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。))又は改築(以下この項において「増築等」という。)をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。)の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第55条第1項又は建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を同法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

- 2 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表附表4の規定は、この条例の施行の日以後にされる建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する完了検査の申請(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する特定建築行為(以下「特定建築行為」という。))である場合に限る。以下「申請」という。)又は法第18条第16項の規定による通知(当該通知に係る建築物の工事が特定建築行為である場合に限る。以下「通知」

という。)に係る手数料について適用し、同日前にされた申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

羽曳野市建築基準法施行条例 新旧対照表

新			旧																																																															
<p>附表4 省エネ基準適合性判定に係る完了検査等手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>建築物の用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">1,000 平方メートル未満のもの</td> <td>工場等のみなもの</td> <td>19,500 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>85,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</td> <td>工場等のみなもの</td> <td>27,900 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>112,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</td> <td>工場等のみなもの</td> <td>70,200 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>181,300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</td> <td>工場等のみなもの</td> <td>105,400 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>235,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</td> <td>工場等のみなもの</td> <td>131,600 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>282,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</td> <td>工場等のみなもの</td> <td>163,300 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>331,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td rowspan="2">50,000 平方メートル以上のもの</td> <td>工場等のみなもの</td> <td>226,900 円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>428,100 円</td> </tr> </tbody> </table>			項	区分		金額	床面積の合計	建築物の用途	1	1,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	19,500 円	その他のもの	85,500 円	2	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	27,900 円	その他のもの	112,800 円	3	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	70,200 円	その他のもの	181,300 円	4	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	105,400 円	その他のもの	235,400 円	5	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	131,600 円	その他のもの	282,500 円	6	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	163,300 円	その他のもの	331,500 円	7	50,000 平方メートル以上のもの	工場等のみなもの	226,900 円	その他のもの	428,100 円	<p>附表4 省エネ基準適合性判定に係る完了検査等手数料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000 平方メートル未満のもの</td> <td>112,800 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</td> <td>181,300 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</td> <td>235,400 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</td> <td>282,500 円</td> </tr> <tr> <td>25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの</td> <td>331,500 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 平方メートル以上のもの</td> <td>428,100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。)において、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第55条第1項又は建築物省エネ法第31条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を建築物省エネ法第12条第6項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p>		床面積の合計	金額	2,000 平方メートル未満のもの	112,800 円	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	181,300 円	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	235,400 円	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	282,500 円	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	331,500 円	50,000 平方メートル以上のもの	428,100 円
項	区分			金額																																																														
	床面積の合計	建築物の用途																																																																
1	1,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	19,500 円																																																															
		その他のもの	85,500 円																																																															
2	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	27,900 円																																																															
		その他のもの	112,800 円																																																															
3	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	70,200 円																																																															
		その他のもの	181,300 円																																																															
4	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	105,400 円																																																															
		その他のもの	235,400 円																																																															
5	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	131,600 円																																																															
		その他のもの	282,500 円																																																															
6	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	工場等のみなもの	163,300 円																																																															
		その他のもの	331,500 円																																																															
7	50,000 平方メートル以上のもの	工場等のみなもの	226,900 円																																																															
		その他のもの	428,100 円																																																															
床面積の合計	金額																																																																	
2,000 平方メートル未満のもの	112,800 円																																																																	
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	181,300 円																																																																	
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	235,400 円																																																																	
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	282,500 円																																																																	
25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	331,500 円																																																																	
50,000 平方メートル以上のもの	428,100 円																																																																	
<p>備考</p> <p>1 「床面積の合計」とは、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「消費性能基準」という。)に適合させなければならない建築物の部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。)又は改築(以下この項において「増築等」という。)をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一</p>																																																																		

次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。)の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 55 条第 1 項又は建築物省エネ法第 36 条第 1 項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を同法第 12 条第 3 項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。

3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

以下省略

以下省略